

候へ手をはなれていかでか取侍べき、他人ぞ盜てをきて侍らんと陳じければ、まことに申所理なりと沙汰有けれども、ぬすまれたる者の訴訟つよくて、大理の門前に召出して内問有けり、相論事ゆかざりけるに別當謀をめぐらして此腰居申所不便也、たゞ此盜をば腰居にとらすべしと仰下したりければ、腰居悦びて、かしらにうちかつぎていざり出けるをみて、實犯なりけり、かたわの身なれども、かくしてぬすみてけるとさとりて科にをこなはれけり、ゆ、しかりけるはかりごと也、

〔雲萍雜志〕ひとりの嬖を車に載せて、十三四歳の子とおぼしきが、綱を肩にかけて曳き嬖が妻とおもふ女の幼子を背負ひ、六七歳なる子の手を引きて、道路に食を乞ひぬるを見て、ある人予里○柳澤にいひけるはかく乞食の分際として、多くの子をまうけ引つれてよわたりすることせん方なきものなるべしと笑ふに、予おもへらく、よはさまざまの草の露、うつせばうつるいろいろなれど、よにある人の親子兄弟夫婦の中に、へだてありて、國所を別にして、住居する輩にくらべては、たとひ乞食してなりとも、互にむつまじく、此乞食が如くありたきものなり、おもふに車をひける子は孝子なり、子を負ひし妻は貞婦ともいふべしといへば、その人笑をとゞめぬ、

〔漫遊雜記上〕嬖。初發、其人無微毒暨瘀血之諸症而其心下痞鞭弦急者、多是氣疾也、須用吐法後長服瀉心之方、

〔醫心方二十五〕治小兒數歲不行方第九十九

病源論云、小兒生自變蒸、至於能語隨日數血脉骨節備成、其臍骨成則能行、骨是髓之所養、若稟生氣不足者、卽髓不強、故其骨不卽成而數歲不能行也、

〔萬安方四十〕行遲

ヲ ソクアリクナリ